

は、その取り消された日の前日（当該前日が連結事業年度終了の日である場合には、その取り消された日）の属する事業年度まで遡つて、第一百二十二条第一項の承認を取り消すものとする。

3 第一項後段の規定は、前項の場合について準用する。

第一百三十二条の二中「第二十三条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加える。

第一百三十八条第五号イ中「分配」の下に「金銭の分配」を加え、同条第十号中「給付補てん金」を「給付補填金」に改める。

第一百四十二条の五第二項中「の計算に関する明細書」を「及びその計算に関する明細を記載した書類」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

第三編第二章第一節第二款中第一百四十二条の九を第一百四十二条の十とし、同節第二款中第一百四十二条の八の次に次の一条を加える。

（特定の内部取引に係る恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）

第一百四十二条の九 外国法人の恒久的施設と第一百二十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する本店等との間で同項第三号又は第五号に掲げる国内源泉所得を生ずべき資産の当該恒久的施設による取得又は譲渡に相当する内部取引（同項第一号に規定する内部取引をいう。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該内部取引は当該資産の当該内部取引の直前の帳簿価額に相当するものとして政令で定める金額により行われたものとして、当該外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額を計算する。

2 前項の規定の適用がある場合の外国法人の恒久的施設における資産の取得価額その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第一百四十三条第一項中「百分の二十五・五」を「百分の二十三・九」に改める。

第一百四十四条の二第四項第六号イ中「、剩余金」を「若しくは剩余金」に、「基金利息」を「同項に規定する金錢の分配若しくは基金利息に相当するもの」に改め、同号ロ中「特定受益証券発行信託」の下に「若しくはこれ」を加える。

第一百四十四条の三第二項中「その事業年度」の下に「（恒久的施設を有しない外国法人になつた日の翌

日の属する事業年度を除く。次条第二項において同じ。」」を加える。

第一百四十四条の十三第十項中「第一百四十二条の九」を「第一百四十二条の十」に改める。

第一百四十九条第一項中「当該」を「恒久的施設を有しない外国法人である」に、「その普通法人」を「その外国法人である普通法人」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、恒久的施設を有することとなつた外国法人である普通法人の同条第一号イ及びロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき租税条約（第一百三十九条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する租税条約をいう。以下この項及び次項において同じ。）の規定その他政令で定める規定（次項において「租税条約等の規定」という。）により法人税を課さないこととされる場合又は恒久的施設を有しない外国法人である普通法人の第一百四十二条第二号に定める国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき租税条約の規定により法人税を課さないこととされる場合には、当該届出書を提出することを要しない。

第一百四十九条第二項中「前項」を「第一項」に、「である普通法人」を「普通法人が恒久的施設」に、「である普通法人〔〕を「普通法人〔〕」に改め、「。以下この項」の下に「及び次項」を、「同

じ。」の下に「が恒久的施設」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 前項ただし書の規定により同項に規定する届出書の提出を要しないこととされた恒久的施設を有する外国法人である普通法人が租税条約等の規定により法人税を課さないこととされる国内源泉所得以外の国内源泉所得（第一百四十二条第一号イ又はロに掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）を有することとなつた場合又は同項ただし書の規定により同項に規定する届出書の提出を要しないこととされた恒久的施設を有しない外国法人である普通法人が租税条約の規定により法人税を課さないこととされる国内源泉所得以外の国内源泉所得（同条第二号に定める国内源泉所得に該当するものに限る。）を有することとなつた場合には、これらの国内源泉所得を有することとなつた日以後二月以内に、同項各号に掲げる事項を記載した届出書にこれらの国内源泉所得を有することとなつた時における貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納稅地の所轄稅務署長に提出しなければならない。
- 第一百五十三条第三項中「限る」の下に「。以下この項及び次項において同じ」を加え、「（外国法人に係る法人税の課稅標準）」を「（課稅標準）」に改め、「生ずるもの」の下に「（以下この項及び次項において「特定国内源泉所得」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、外国法人の特定国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき租税条約等の規定（第一百四十九条第一項ただし書（外国普通法人となつた旨の届出）に規定する租税条約等の規定をいう。次項において同じ。）により法人税を課さないこととされる場合には、当該届出書を提出することを要しない。

第一百五十条に次の一項を加える。

4 前項ただし書の規定により同項に規定する届出書の提出を要しないこととされた外国法人が租税条約等の規定により法人税を課さないこととされる特定国内源泉所得以外の特定国内源泉所得を有することとなつた場合には、その有することとなつた日以後二月以内に、第一項各号に掲げる事項に準ずる事項を記載した届出書にその有することとなつた時における収益事業に係る貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

別表第二国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会の項中「（昭和三十三年法律第百二十八号）」を削り、同表全国市町村職員共済組合連合会の項中「（昭和三十七年法律第百五十二号）」を削り、同表日本私立学校振興・共済事業団の項中「（平成九年法律第四十八号）」を削る。

（相続税法の一部改正）

第三条 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の三に次の二項を加える。

2 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第一百三十七条の二（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）又は第一百三十七条の三（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定の適用がある場合における前項第二号イの規定の適用については、次に定めるところによる。

一 所得税法第一百三十七条の二第二項の規定により同条第一項の納税の猶予に係る期限の延長を受ける個人が死亡した場合には、当該個人の死亡に係る相続税の前項第二号イの規定の適用については、当該個人は、当該個人の死亡に係る相続の開始前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたものとみなす。

二 所得税法第一百三十七条の三第一項（同条第三項の規定により適用する場合を含む。以下この号及び次条第二項第二号において同じ。）の規定の適用を受ける者から同法第一百三十七条の三第一項の規定の適用に係る贈与により財産を取得した者（以下この号において「受贈者」という。）が死亡した場

合には、当該受贈者の死亡に係る相続税の前項第二号イの規定の適用については、当該受贈者は、当該受贈者の死亡に係る相続の開始前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたものとみなす。ただし、当該受贈者が同条第一項の規定の適用に係る贈与前五年以内のいずれの時においてもこの法律の施行地に住所を有していたことがない場合には、この限りでない。

三 所得税法第百三十七条の三第二項（同条第三項の規定により適用する場合を含む。以下この号及び次条第二項第三号において同じ。）の規定の適用を受ける相続人（包括受遺者を含む。以下この号及び次条第二項第三号において同じ。）が死亡（以下この号において「三次相続」という。）をした場合には、当該二次相続に係る相続税の前項第二号イの規定の適用については、当該相続人は、当該二次相続の開始前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたものとみなす。ただし、当該相続人が所得税法第百三十七条の三第二項の規定の適用に係る相続の開始前五年以内のいずれの時においてもこの法律の施行地に住所を有していたことがない場合には、この限りでない。

第一条の四に次の二項を加える。

2 所得税法第百三十七条の二（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）

又は第百三十七条の三（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定の適用がある場合における前項第二号イの規定の適用については、次に定めるところによる。

一 所得税法第百三十七条の二第二項の規定により同条第一項の納税の猶予に係る期限の延長を受ける個人が財産の贈与をした場合には、当該贈与に係る贈与税の前項第二号イの規定の適用については、当該個人は、当該贈与前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたものとみなす。

二 所得税法第百三十七条の三第一項の規定の適用を受ける者から同項の規定の適用に係る贈与により財産を取得した者（以下この号において「受贈者」という。）が財産の贈与（以下この号において「二次贈与」という。）をした場合には、当該二次贈与に係る贈与税の前項第二号イの規定の適用については、当該受贈者は、当該二次贈与前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたものとみなす。ただし、当該受贈者が同条第一項の規定の適用に係る贈与前五年以内の

いづれの時においてもこの法律の施行地に住所を有していたことがない場合には、この限りでない。

三 所得税法第二百三十七條の三第二項の規定の適用を受ける相続人が財産の贈与をした場合には、当該贈与に係る贈与税の前項第二号イの規定の適用については、当該相続人は、当該贈与前五年以内のいづれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたものとみなす。ただし、当該相続人が同条第二項の規定の適用に係る相続の開始前五年以内のいづれの時においてもこの法律の施行地に住所を有していたことがない場合には、この限りでない。

第二条第一項中「第一条の三第一号」を「第一条の三第一項第一号」に改め、同条第二項中「第一条の三第三号」を「第一条の三第一項第三号」に改める。

第二条の二第一項中「第一条の四第一号」を「第一条の四第一項第一号」に改め、同条第二項中「第一条の四第三号」を「第一条の四第一項第三号」に改める。

第十条第一項第五号中「第五十九条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第十二条第一項中「第一条の三第一号」を「第一条の三第一項第一号」に改め、同条第二項中「第

一条の三第二号」を「第一条の三第一項第三号」に改める。

第十三条第一項中「第一条の三第一号」を「第一条の三第一項第一号」に改め、同条第二項中「第一条の二第三号」を「第一条の三第一項第三号」に改める。

第十四条に次の二項を加える。

3 前項の債務の確定している公租公課の金額には、被相続人が、所得税法第百三十七条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）（同条第二項の規定により適用する場合を含む。第三十二条第一項第九号イにおいて同じ。）の規定の適用を受けていた場合における同法第百三十七条の二第一項に規定する納税猶予分の所得税額並びに同法第百三十七条の三第一項及び第二項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）（これらの規定を同条第三項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用を受けていた場合における同条第四項に規定する納税猶予分の所得税額を含まない。ただし、同法第百三十七条の二第十三項の規定により当該被相続人の納付の義務を承継した当該被相続人の相続人（包括受遺者を含む。以下の項及び同号において同じ。）が納付することとなつた同条第一項に規定する納税猶予分の所得税額及び当該納税猶予分の所得税額に係る利子税の額（当該納税猶予分の所得税額に係る所得税の同法第百二

十八条（確定申告による納付）又は第一百一十九条（死亡の場合の確定申告による納付）の規定による納付の期限の翌日から当該被相続人の死亡の日までの間に係るものに限る。）並びに同法第一百三十七条の三第十五項の規定により当該被相続人の納付の義務を承継した当該被相続人の相続人が納付することとなつた同条第四項に規定する納税猶予分の所得税額及び当該納税猶予分の所得税額に係る利子税の額（当該納税猶予分の所得税額に係る所得税の同法第二編第五章第二節第三款（納付）の規定による納付の期限の翌日から当該被相続人の死亡の日までの間に係るものに限る。）については、この限りでない。

第十九条の三第一項中「第一条の三第三号」を「第一条の三第一項第三号」に、「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第十九条の四第一項中「第一条の三第二号」を「第一条の三第一項第二号」に、「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第二十一条の二第一項中「第一条の四第一号」を「第一条の四第一項第一号」に改め、同条第二項中「第一条の四第三号」を「第一条の四第一項第三号」に改め、同条第三項中「第一条の四第一号」を「第

一条の四第一項第一号]に、「同条第三号」を「同項第三号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改める。

第二十一条の三第一項第四号中「(昭和四十年法律第三十三号)」を削る。

第二十二条の四第一項中「第一条の四第二号」を「第一条の四第一項第二号」に改める。

第二十三条の十六第二項中「同条第四号」を「同項第四号」に改める。

第三十二条第一項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の二号を加える。

九 次に掲げる事由が生じたこと。

イ 所得税法第二百三十七条の二第十三項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定により同条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する国外転出をした者に係る同項に規定する納税猶予分の所得税額に係る納付の義務を承継したその者の相続人が当該納税猶予分の所得税額に相当する所得税を納付することとなつたこと。

ロ 所得税法第二百三十七条の三第十五項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定により同条第七項に規定する適用贈与者等に係る同条

第四項に規定する納税猶予分の所得税額に係る納付の義務を承継した当該適用贈与者等の相続人が当該納税猶予分の所得税額に相当する所得税を納付することとなつたこと。

ハ イ及び口に類する事由として政令で定める事由

第五十九条第一項中「（以下この項）の下に「及び次項」を加え、「様式に従つて」を「ところにより」に改め、同条第七項中「第四項」を「第五項」に、「第五項」を「第六項」に、「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「若しくは第二項」を「から第三項までの規定」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又は第二項に」を「第二項又は第三項に」に、「又は第二項の」を「から第三項までの」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第一項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 保険会社等でこの法律の施行地に営業所等を有するものは、生命保険契約又は損害保険契約の契約者が死亡したことに伴いこれらの契約の契約者の変更の手続を行つた場合には、当該変更の効力が生じた日の属する年の翌年一月三十一日までに、財務省令で定めるところにより作成した調書を当該調書を作

成した営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、当該変更の手続を行つた生命保険契約又は損害保険契約が、解約返戻金に相当する金額が一定金額以下のものである場合その他の財務省令で定めるものである場合は、この限りでない。

第六十二条第一項中「第一条の三第一号」を「第一条の三第一項第一号」に、「第一条の四第一号」を「第一条の四第一項第一号」に改め、同条第二項中「第一条の三第二号」を「第一条の三第一項第一号」に、「第一条の四第二号」を「第一条の四第一項第二号」に、「第一条の三第一号」を「第一条の三第一項第一号」に、「第一条の四第一号」を「第一条の四第一項第一号」に改める。

(消費税法の一部改正)

第四条 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 国外事業者 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第五号（定義）に規定する非居住者である個人事業者及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第四号（定義）に規定する外国法人をいう。

第二条第一項第八号の次に次の四号を加える。

八の二 特定資産の譲渡等 事業者向け電気通信利用役務の提供及び特定役務の提供をいう。

八の三 電気通信利用役務の提供 資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる著作物（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第一号（定義）に規定する著作物をいう。）の提供（当該著作物の利用の許諾に係る取引を含む。）その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供（電話、電信その他の通信設備を用いて他人の通信を媒介する役務の提供を除く。）であつて、他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供以外のものをいう。

八の四 事業者向け電気通信利用役務の提供 国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、当該電気通信利用役務の提供に係る役務の性質又は当該役務の提供に係る取引条件等から当該役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいう。

八の五 特定役務の提供 資産の譲渡等のうち、国外事業者が行う演劇その他の政令で定める役務の提供（電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。）をいう。

第二条第一項第十二号中「（昭和四十年法律第三十三号）」を削り、同項第十三号中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削り、同条第二項中「おいて、」を「おいて」に、「行為」を「行為（当該行為のうち、電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。）」に改め、同条第三項中「おいて、」を「おいて」に、「行為」を「行為（当該行為のうち、他の者から受ける電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。）」に改める。

第四条第一項中「資産の譲渡等」の下に「（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第三項において同じ。）及び特定仕入れ（事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。以下この章において同じ。）」を加え、同条第三項各号列記以外の部分に次のただし書きを加える。

ただし、第三号に掲げる場合において、同号に定める場所がないときは、当該資産の譲渡等は国内以外の地域で行われたものとする。

第四条第三項第一号中「その他の」の下に「資産でその所在していた場所が明らかでないものとして」を加え、同項第二号中「提供である場合」の下に「（次号に掲げる場合を除く。）」を加え、「運輸、通信その他国内及び国外以外の地域にわたつて行われるものである場合その他の」を「国際運輸、国際通信

その他の役務の提供で当該役務の提供が行われた場所が明らかでないものとして」に改め、同項に次の一
号を加える。

三 電気通信利用役務の提供である場合 当該電気通信利用役務の提供を受ける者の住所若しくは居所
(現在まで引き続いて一年以上居住する場所をいう。) 又は本店若しくは主たる事務所の所在地

第四条第六項中「前三項」を「第三項から前項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同
条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特定仕入れが国内において行われたかどうかの判定は、当該特定仕入れを行つた事業者が、当該特定
仕入れとして他の者から受けた役務の提供につき、前項第二号又は第三号に定める場所が国内にあるか
どうかにより行うものとする。

第五条第一項中「課税資産の譲渡等」の下に「(特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第三十条第
二項及び第三十二条を除き、以下同じ。) 及び特定課税仕入れ(課税仕入れのうち特定仕入れに該当する
ものをいう。以下同じ。)」を加える。

第八条第六項中「第一項の規定の適用を受けるため、事業者が経営する販売場で、」を「次に掲げる要

件の全てを満たす事業者〔に、「の適用を受けない場合において」を「により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。」の経営する販売場であつて、〕に改め、同項に次の各号を加える。

一 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。

二 次項の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

第八条に次の三項を加える。

8 事前承認港湾施設内に臨時販売場（国内及び国外以外の地域にわたつて行われる旅客の輸送の用に供される船舶に乗船する旅客に対し、物品を譲渡するために期間を定めて設置する販売場をいう。）を設置しようとする事業者（第六項に規定する輸出物品販売場を経営する事業者に限る。）が、当該臨時販売場を設置する日の前日までに、当該臨時販売場を設置しようとする期間その他財務省令で定める事項を記載した届出書に財務省令で定める書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該期間に限り、当該臨時販売場を同項の規定による許可を受けた輸出物品販売場とみなして、第一項から第四項までの規定を適用する。

9 前項に規定する事前承認港湾施設とは、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項（定義）に規定する港湾施設（同条第六項の規定により港湾施設とみなされるものを含む。）のうち、前項の規定の適用を受けようとする事業者が、政令で定めるところにより、あらかじめその納税地を所轄する税務署長の承認を受けた場所をいう。

10 第六項に規定する輸出物品販売場の許可に関する事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第九条第一項及び第四項、第九条の二第一項、第十条第一項及び第二項、第十一条、第十二条第一項から第六項までの規定、第十二条の二第一項及び第二項並びに第十二条の三第一項中「課税資産の譲渡等に」を「課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れに」に改める。

第十三条の見出し中「資産の譲渡等」の下に「又は特定仕入れ」を加え、同条に次の一項を加える。

2 法律上特定仕入れを行つたとみられる者が単なる名義人であつて、その特定仕入れに係る対価の支払をせず、その者以外の者がその特定仕入れに係る対価を支払うべき者である場合には、当該特定仕入れは、当該対価を支払うべき者が行つたものとして、この法律の規定を適用する。

第十五条第六項中「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加え、同条第八項中「課税期間」と、「の下に「同項各号中」を加える。

第二十条から第二十五条までの規定中「資産の譲渡等」の下に「及び特定仕入れ」を加える。

第二十八条第一項中「次項」を「第三項」に改め、同項ただし書中「第四条第四項第二号」を「第四条第五項第二号」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「又は」を「、第二項又は」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第四条第四項各号」を「第四条第五項各号」に改め、同項第一号中「第四条第四項第一号」を「第四条第五項第一号」に改め、同項第二号中「第四条第四項第二号」を「第四条第五項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 特定課税仕入れに係る消費税の課税標準は、特定課税仕入れに係る支払対価の額（対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額をいう。）とする。

第三十条第一項中「行う課税仕入れ」の下に「（特定課税仕入れに該当するものを除く。以下この条及